

2025年11月吉日

取引先各位

東洋興商株式会社

振込手数料の負担先変更について（ご案内）

拝啓 貴社ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「下請代金支払遅延等防止法」（いわゆる下請法）が改正され、2026年1月1日より施行されることとなりました。

改正法においては、下請代金の支払に際して発生する振込手数料については、事前の書面による合意があった場合であっても、下請事業者に負担させることが禁止され、親事業者が負担することが義務付けられる旨が定められる予定です。

これを受け、弊社におきましても改正法の趣旨に則り、下請代金の支払に伴う振込手数料は、すべて弊社負担に変更致します。

つきましては、大変恐縮ではございますが、貴社におかれましても弊社へお支払いされます際の振込手数料について、貴社のご負担に変更頂けますようお願い申し上げます。

今後とも法令を遵守し、公正かつ適正な取引関係の構築に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、すでにご変更頂いておりましたら、ご容赦頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

変更内容：振込手数料等を債権者から債務者へ変更

変更時期：2025年12月以降お振込みより適用

【本件に関するお問い合わせ先】

東洋興商株式会社 経理担当者：高橋

メールアドレス seikyu@toyokosh.co.jp

以上